

## 海外における合理的配慮に係る「過度の負担」の例

### 1 アメリカ

- 合理的配慮に係る過度の負担については、以下の要素に照らし、著しい困難または支出を必要とする行為とされている。

<障害をもつアメリカ人法（ADA）第12111条（10）>

- （i）配慮の性質及びコスト
- （ii）施設の総財源、施設で雇用されている被用者の数、経費及び財源への影響又は施設の運営に与える影響
- （iii）事業体の総財源、被用者数から見た事業体の事業規模、施設の数・種類・立地
- （iv）労働力の構成・構造・機能を含む事業体の事業の性質・事業、事業体における当該施設の地理的孤立性・管理・財政上の関係

### 2 イギリス

- 合理的調整に係る合理性の判断要素が以下のとおりとされている。

<障害者差別禁止法（DDA）第18B条（1）>

- （a）不利益を防ぐ程度
- （b）実施可能性
- （c）使用者に与える財政その他のコスト及び使用者の活動を阻害する程度
- （d）財政及びその他の資源の程度
- （e）財政その他の援助の利用可能性
- （f）企業活動の性質及び企業規模  
等

### 3 ドイツ

- 合理的配慮に係る重度障害者の請求の履行が雇用主にとって過大であり、又は極端な出費を強いることになる等の限りにおいて、当該請求権はないとされている。

<社会法典第9編（SGBIX）第81条（4）>

#### 4 フランス

- 使用者が負担する費用の全部又は一部を補填する様々の助成が考慮された上で、なお適切な措置に係る費用が企業の負担能力を超えている場合にのみ、過度の負担が生じているものとされている。

<労働法典L.5213-6条>

(資料出所)

- ※ 「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」第2回・第3回における有識者ヒアリング資料（米国；長谷川珠子氏、ドイツ；指田忠司氏、フランス；永野仁美氏各提出資料）、独立行政法人高齢・障害者高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター調査研究報告書 No. 87「障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究」（2008年3月）に基づき、事務局作成。